

## 令和4年度ワーケーションマッチング促進事業業務委託 受託者選定等委員会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課が令和3年度に発注を予定している「令和4年度ワーケーションマッチング促進事業業務委託」について、企画提案により優先交渉権者を選定するため、令和4年度ワーケーションマッチング促進事業業務委託受託者選定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、令和4年度ワーケーションマッチング促進事業業務委託について次のことを行う。

- (1) 提案書の審査
- (2) 提案書提出者の選定に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める業務が終了するまでとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、スポーツ・文化観光部観光交流局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、他の委員の互選により委員長の職務を代理するものを決定する。

### (会議)

第6条 委員会は非公開とし、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議に付する事案について緊急を要する場合は、委員長が個別に委員から同意を得ることで、会議に変えることができる。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。

別表

組織	職名	備考
スポーツ・ 文化観光部	観光交流局長	委員長
	観光交流局観光政策課長	
	観光交流局観光振興課長	
	観光交流局観光政策課長代理	
	観光交流局観光振興課長代理	